

第118号議案

島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(島根県防災会議条例の一部改正)

第1条 島根県防災会議条例(昭和37年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第7号」を「、第7号又は第8号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する委員 15人以内

第2条第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

(島根県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 島根県災害対策本部条例(昭和37年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県防災会議条例の一部改正に伴う委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の島根県防災会議条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第4号に掲げる委員として新たに島根県防災会議の委員に任命される者の任期は、新条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。